

○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年3月5日通商産業省令第18号）の一部改正

改正		現行	
別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）		別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	
特定製品の区分	技術上の基準	特定製品の区分	技術上の基準
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) <u>レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。）</u>にあつては、<u>日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.20クラス2レーザー製品であること。</u></p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、<u>日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.3e）時間基準3）</u>を満たすものに限る。）であること。</p> <p>2（略）</p> <p>3(1)（略）</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① <u>レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準8.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p> <p>1(1) <u>次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。）</u>にあつては、<u>日本工業規格C6802（2005）レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品又は3.19クラス2レーザー製品であること。</u></p> <p>① <u>全長が8センチメートル以上であること。</u></p> <p>② <u>レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。</u></p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、<u>日本工業規格C6802（2005）レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.4e）時間基準3）</u>を満たすものに限る。）であること。</p> <p>2（略）</p> <p>3(1)（略）</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① <u>レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2005）レーザー製品の安全基準8.3クラス分けに対する責任に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</u></p> <p>②（略）</p>	

	<p>4(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（<u>日本工業規格C6802(2011) レーザ製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.3e）時間基準3</u>）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。)) にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>		<p>4(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（<u>日本工業規格C6802(2005) レーザ製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.4e）時間基準3</u>）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。)) にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>
6～10 (略)	(略)	6～10 (略)	(略)